

綾部市公報

番 号 第702号
発行日 令和2年12月1日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正
(職員課)・・・1
- 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正
(職員課)・・・2
- 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部改正
(職員課)・・・3
- 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
(職員課)・・・4

○規 則

- 綾部市公用自動車の貸出しに関する規則の一部改正
(総務課)・・・5
- 綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定
(建築課)・・・8

○告 示

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・9
- 綾部市水源の里定住支援給付金等交付要綱の一部改正
(定住・地域政策課)・・・10
- 京都府中・北部地域消防指令事務協議会の設立告示
(消防本部)・・・12

- 令和2年綾部市議会12月定例会の招集告示
(総務課)・・・16

- 綾部市し尿くみ取券売りさばき業務の委託解約告示
(環境保全課)・・・17

- 公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・18

○公 告

- 公共下水道管渠築造(2-3)工事と公共下水道関連配水管布設替(2-3)工事公募型指名競争入札について
(監理課)・・・20

- 治山工事(今田町地区)条件付一般競争入札について
(監理課)・・・32

- 公示送達
(市民・国保課)・・・42

- 公共下水道管渠築造(2-2)工事と公共下水道関連配水管布設替(2-2)工事公募型指名競争入札について
(監理課)・・・43

- 市道上野寺中線(寺野橋)橋梁補修工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・55

- 市道梅迫線(八幡橋)橋梁補修工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・65

- 中央公民館洋式トイレ設置工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・75

- 公示送達
(税務課)・・・85

<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の判明しない動物の収容について <p style="text-align: right;">(保健推進課)・・・86</p> ・所有者の判明しない動物の収容について <p style="text-align: right;">(保健推進課)・・・87</p> ・所有者の判明しない動物の収容について <p style="text-align: right;">(保健推進課)・・・88</p> ・所有者の判明しない動物の収容について <p style="text-align: right;">(保健推進課)・・・89</p> ・所有者の判明しない動物の収容について <p style="text-align: right;">(保健推進課)・・・90</p> ・所有者の判明しない動物の収容について <p style="text-align: right;">(保健推進課)・・・91</p> ・所有者の判明しない動物の収容について <p style="text-align: right;">(保健推進課)・・・92</p> ・綾部市入札参加資格審査申請について <p style="text-align: right;">(監理課)・・・93</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 <p style="text-align: right;">・・・105</p> ・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数 <p style="text-align: right;">・・・106</p>
○上下水道管理規程	
<ul style="list-style-type: none"> ・綾部市企業職員給与規程の一部改正 <p style="text-align: right;">・・・102</p> 	
○教育委員会告示	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第10回綾部市教育委員会招集告示 <p style="text-align: right;">・・・103</p> 	
○選挙管理委員会告示	
<ul style="list-style-type: none"> ・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 <p style="text-align: right;">・・・104</p> 	

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第32号

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年綾部市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第33号

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和27年綾部市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第34号

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年綾部市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条の4第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の4第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第35号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市公用自動車の貸出しに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 1 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 2 号

綾部市公用自動車の貸出しに関する規則の一部を改正する規則

綾部市公用自動車の貸出しに関する規則（平成 1 5 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「営利」の次に「、宗教、政治活動等」を加える。

第 6 条第 2 項中「使用日」の次に「（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日は除く。）」を加える。

第 7 条第 1 項中「申請者」を「代表者」に改め、同条第 2 項を削る。

第 8 条に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、管理上必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

第 1 0 条中「公用自動車を使用する団体の代表者（以下「代表者」という。）」を「代表者が」に、「各号」を「各号のいずれか」に改め、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）災害その他の理由により、緊急に指定する公用自動車を公用又は公共用に使用する必要が生じたとき。

第 1 2 条第 2 項及び第 3 項中「代表者」を「運転者」に改める。

第 1 3 条（見出しを含む。）中「き損」を「毀損」に改める。

第 1 4 条の見出しを「（損害賠償）」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「運転者は、事故等」を「代表者は、交通事故等」に、「強制保険」を「被害者に対する道義的責任を果たすとともに、自動車損害賠償責任保険」に改め、同項を同条第 1 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

2 交通事故等により市が損害賠償責任を負った場合において、代表者は、次の各号に掲げる部分について市に対し損害賠償を行うものとする。

（1）市が加入している自動車保険で補填される部分以外の部分

（2）市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償に関する部分以外の部分

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

4 交通事故以外で指定する公用自動車を毀損し、又は亡失したときは、代表者の責任において原状に復し、又は市に対し損害賠償を行わなければならない。

第 1 5 条中「代表者」を「運転者」に改める。

様式第 1 号中

「

- (2) 万一事故等で使用車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、修理に要する費用等は、すべて運転者の負担とします。
- (3) 使用車両に積載した荷物等の損害、破損、事故については、すべて申請者の負担とします。
- (4) その他、事故等に際し、綾部市に一切の迷惑及び損害をかけません。
- (5) 綾部市が加入している任意保険（損害賠償責任額）

を

	保 険 金 額	免 責 金 額
車 両	1事故につき 時価金額	なし
対 人	1名につき 無制限	なし
対 物	1事故につき 無制限	なし
搭 乗 者	1名につき1,000万円(死亡時)	なし

」

「

- (2) 万一事故等で使用車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、修理に要する費用等は、綾部市が加入している自動車保険で補填されない部分においては、全て代表者の負担とします。
- (3) 事故における運転者及び同乗者のけが等については、自己責任で対応します。
- (4) 指定する公用自動車に積載した荷物等の損害、破損、事故については、全て代表者の負担とします。
- (5) その他、事故等に際し、綾部市に一切の迷惑及び損害をかけません。

に

」

改める。

様式第2号中

「

- (2) 万一事故等で使用車両を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、修理に要する費用等は、すべて運転者が負担してください。
- (3) 使用車両に積載した荷物等の損害、破損、事故については、すべて申請者が負担してください。
- (4) その他、事故等に際し、綾部市に一切の迷惑及び損害をかけるないようにしてください。
- (5) 綾部市が加入している任意保険（損害賠償責任額）

を

	保 険 金 額	免 責 金 額
車 両	1事故につき 時価金額	なし
対 人	1名につき 無制限	なし

規 則

対 物	1事故につき 無制限	なし
搭乗者	1名につき1,000万円(死亡時)	なし

」

「

- (2) 万一事故等で指定する公用自動車を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、修理に要する費用等は、綾部市が加入している自動車保険で補填されない部分においては、全て代表者が負担してください。
- (3) 事故における運転者及び同乗者のけが等については、自己責任で対応してください。
- (4) 指定する公用自動車に積載した荷物等の損害、破損、事故については、全て代表者が負担してください。
- (5) 上記のほか、綾部市公用自動車の貸出しに関する規則を遵守し、かつ、市の指示に従い使用してください。

に

」

改める。

様式第4号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年 1 1 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 3 号

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和 2 年綾部市条例第 2 7 号）附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和 2 年 1 2 月 1 日とする。

綾部市告示第173号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和2年11月4日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2年 4月 1日	綾0709-45002	平成12年10月 1日
令和 2年 4月 1日	綾0811-73002	昭和31年10月18日
令和 2年 4月 1日	綾0823-52003	平成15年 3月24日
令和 2年 4月 1日	綾0830-31096	昭和29年 6月30日
令和 2年 4月 1日	綾0846-71003	平成23年 2月24日
令和 2年 4月 1日	綾0848-11001	昭和22年 3月23日
令和 2年 4月 1日	綾1011-32006	昭和23年 6月25日
令和 2年 4月 1日	綾1106-73002	昭和28年 1月21日

綾部市告示第174号

綾部市水源の里定住支援給付金等交付要綱（平成29年綾部市告示第28号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月5日

綾部市長 山崎善也

様式第1号中

「

転入又は転居年月日	年 月 日	
添 付 資 料	(1) 住民票の写し (2) 継続して3年以上集落の区域外に住所を有していたことが分かる書類	を

」

「

転入又は転居年月日	年 月 日	
添 付 資 料	(1) 住民票の写し (2) 継続して3年以上集落の区域外に住所を有していたことが分かる書類 (3) 宣誓書	に、

」

「

工事完了予定年月日	年 月 日	
添 付 書 類	(1) 売買契約書又は賃貸契約書の写し (2) 見積書の写し (3) 継続して3年以上集落の区域外に住所を有していることが分かる書類（既に集落の区域内に転入され、又は転居された方については、添付の必要はありません。） (4) その他市長が必要と認める書類	を

」

「

工事完了予定年月日	年 月 日	
添 付 書 類	(1) 売買契約書又は賃貸契約書の写し (2) 見積書の写し (3) 継続して3年以上集落の区域外に住所を有していることが	に

」

分かる書類 (4) 宣誓書

改める。

附 則

この告示は、令和2年11月5日から施行する。

綾部市告示第 1 7 5 号

京都府中・北部地域消防指令事務協議会の設立について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、福知山市、舞鶴市、京丹後市、京都中部広域消防組合及び宮津与謝消防組合と消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、次のとおり協議会の規約を定め、京都府中・北部地域消防指令事務協議会を設立する。

令和 2 年 1 1 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

京都府中・北部地域消防指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、京都府中・北部地域消防指令事務協議会とする。

(協議会を設ける団体)

第3条 協議会は、福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、京都中部広域消防組合及び宮津与謝消防組合（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、関係団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、福知山市東羽合町46番地の1に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長1人、副会長2人及び委員3人をもってこれを組織する。

(会長)

第7条 会長は、福知山市消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第8条 副会長は、舞鶴市消防長及び京都中部広域消防組合消防長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第9条 委員は、綾部市消防長、京丹後市消防長及び宮津与謝消防組合消防長の職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第10条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

2 前項の規定により、会長の職務を代理する副会長の順序は、会長が定める。

(職員)

第11条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係団体別の配分については、関係団体の消防長が協議により、これを定め

る。

2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員をそれぞれ当該団体の消防職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その職員を選任した消防長に解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第12条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第13条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第14条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、副会長及び委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第15条 会議は、副会長及び委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第16条 協議会がその担任する事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する福知山市の条例、規則その他の規程（以下「福知山市条例等」という。）を関係団体の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 福知山市は、当該事務に関する福知山市条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ舞鶴市、綾部市、京丹後市、京都中部広域消防組合及び宮津与謝消防組合と協議しなければならない。

3 福知山市長は、当該事務に関する福知山市条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を舞鶴市、綾部市、京丹後市、京都中部広域消防組合及び宮津与謝消防組合の長並びに会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第17条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する経費は、関係団体がこれを負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

る。

3 舞鶴市、綾部市、京丹後市、京都中部広域消防組合及び宮津与謝消防組合は、第1項に規定する負担金を福知山市に納付するものとする。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第18条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する福知山市条例等を関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第16条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第19条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(事務処理の状況の報告)

第20条 協議会は、毎会計年度少なくとも1回以上協議会が管理し、及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を関係団体の長に提出するものとする。

(関係団体の長の監視権)

第21条 関係団体の長は、必要があると認めるときは、協議会が管理し、及び執行した事務について報告させ、又は実施について事務を視察し、若しくは出納を検閲することができる。

(協議会解散の場合の措置)

第22条 協議会が解散した場合における協議会の担任する事務の承継については、関係団体が協議して定める。

(協議会の規程)

第23条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和2年11月9日から施行する。

綾部市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和2年11月30日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和2年11月20日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第181号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務の委託を解約したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年12月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 売りさばき人

氏 名	住 所
改森 基二	綾部市西町二丁目115番地

2 解約日 令和2年11月30日

綾部市告示第182号

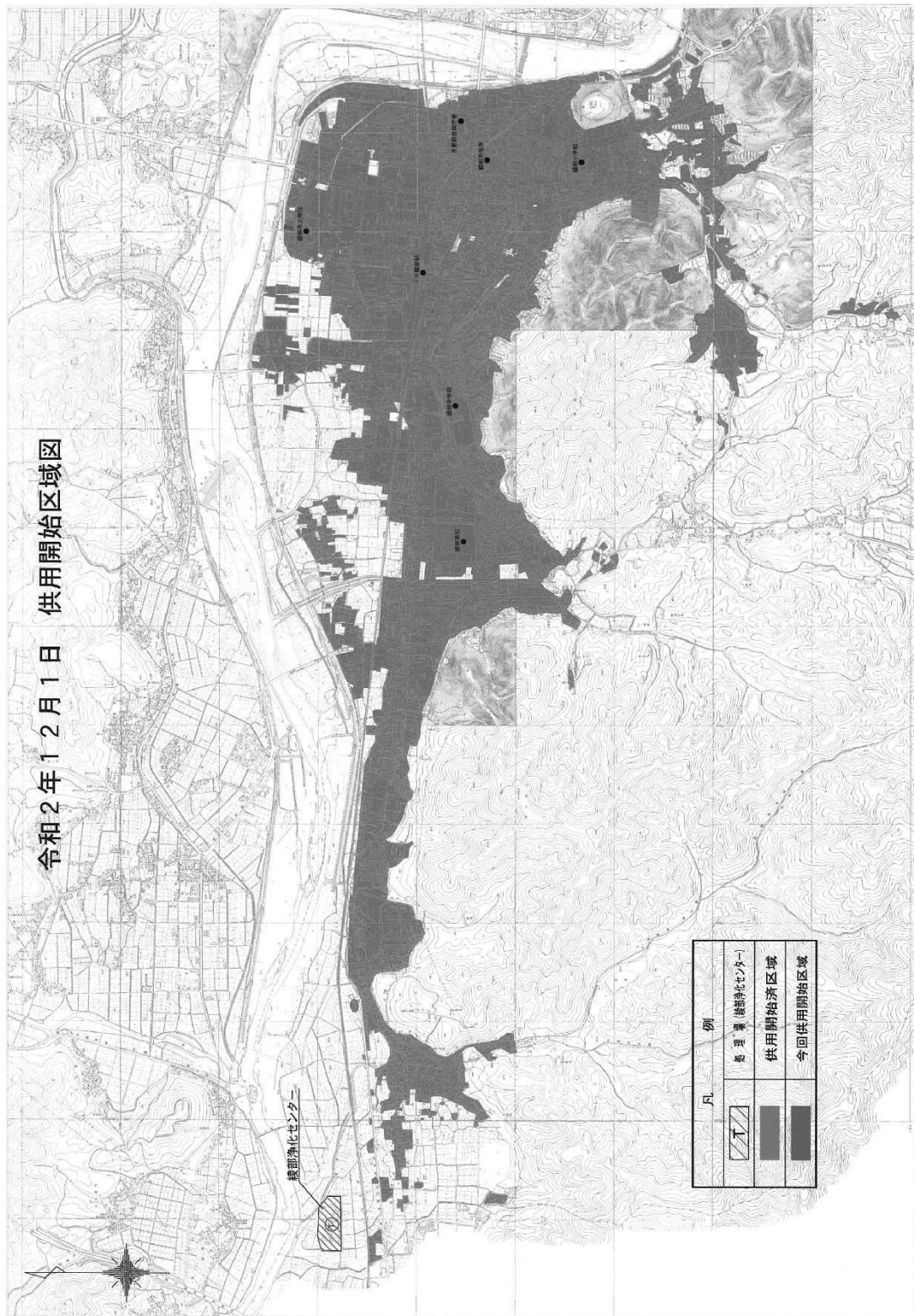
下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和2年12月 1日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | |
|---|----------------------------|------------|
| 1 | 供用を開始すべき年月日 | 令和2年12月 1日 |
| 2 | 下水を排除すべき区域 | 青野町の一部 |
| 3 | 供用を開始しようとする排水施設の位置 | 青野町の一部 |
| 4 | 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | 分流式 |
| 5 | 下水の処理を開始すべき年月日 | 令和2年12月 1日 |
| 6 | 下水を処理すべき区域 | 青野町の一部 |
| 7 | 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称 | |
| | (1) 位置 | 高津町横枕8番地 |
| | (2) 名称 | 綾部浄化センター |



綾部市公告第 1 3 7 号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（2－3）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（2－3）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 2 年 1 1 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 2 9 1 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（2－3）工事
公共下水道関連配水管布設替（2－3）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
- 管渠工 V U 3 0 0 L = 5 3 m
管渠工 V U 2 0 0 L = 2 4 9 m
管渠工 V U 1 5 0 L = 3 8 5 m
マンホール設置工 N = 3 3 基
汚水枳及び取付管工 N = 4 4 箇所
付帯工 一式
- (配水管布設替)
- 配水管布設工 D C I P (G X) φ 2 0 0 L = 1 8 4 m
配水管布設工 D C I P (G X) φ 1 5 0 L = 1 8 1 m
配水管布設工 D C I P (G X) φ 1 0 0 L = 2 1 8 m
配水管布設工 D C I P (G X) φ 7 5 L = 9 1 m
配水管布設工 P P φ 5 0 L = 7 8 m
消火栓設置工 N = 2 基
給水戸数 N = 3 2 戸
仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和 2 年 1 2 月 8 日から
令和 3 年 3 月 3 1 日まで（1 1 4 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和2年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
 - 紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、

資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）

- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和2年11月9日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

（https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P）

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は6,500円です。

（2）入札参加申請書の受付

①期間 令和2年11月12日（木）午前9時から午後6時まで

令和2年11月13日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

（1）入札通知書及び非指名通知書については、令和2年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和2年11月19日（木）から

令和2年11月20日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年11月24日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和2年11月30日（月）午前9時から午後6時まで
令和2年12月 1日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年12月2日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 稱

1 同種工事又は類似工事の施工実績

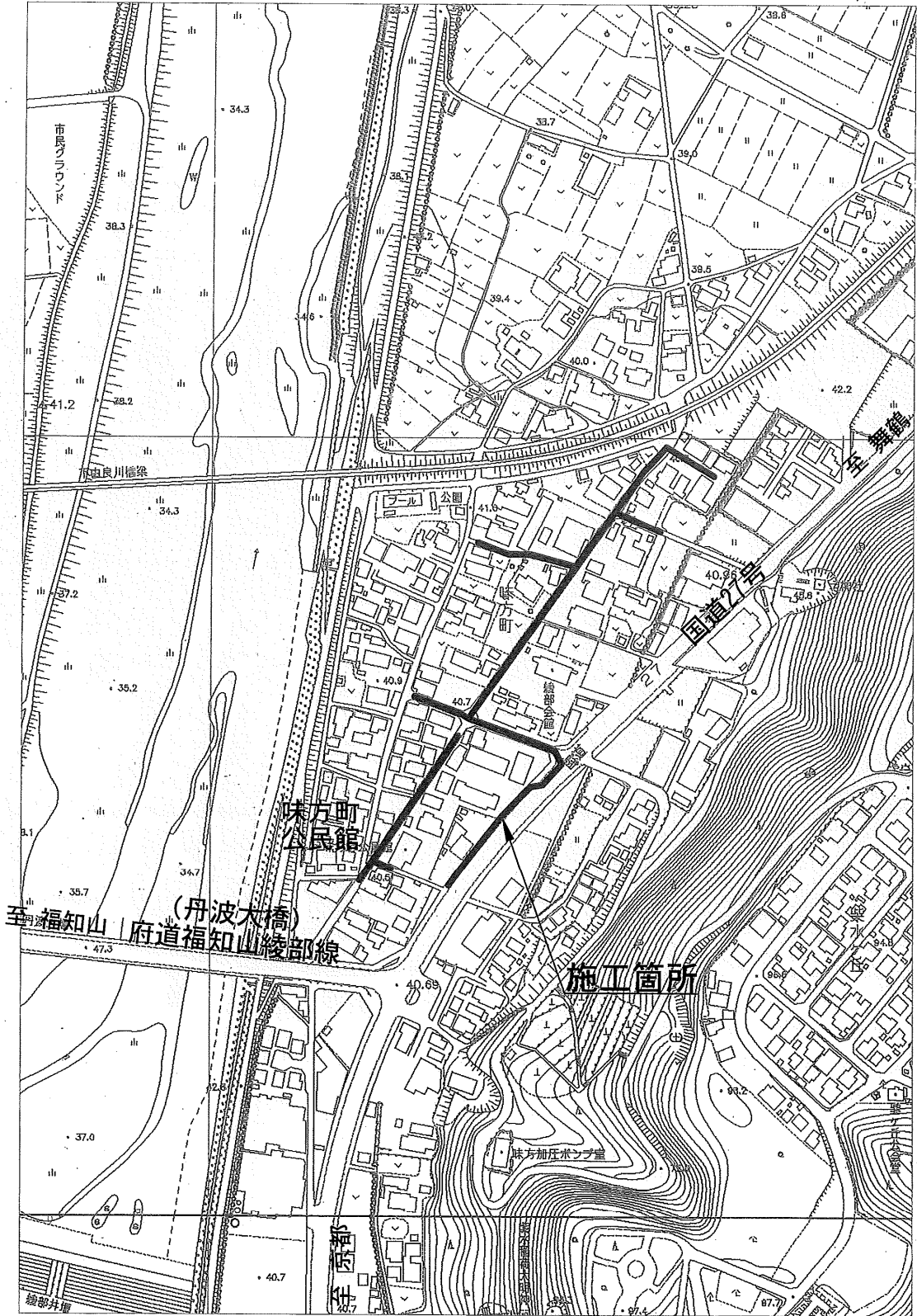
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／JV（出資比率 %）	単体／JV（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

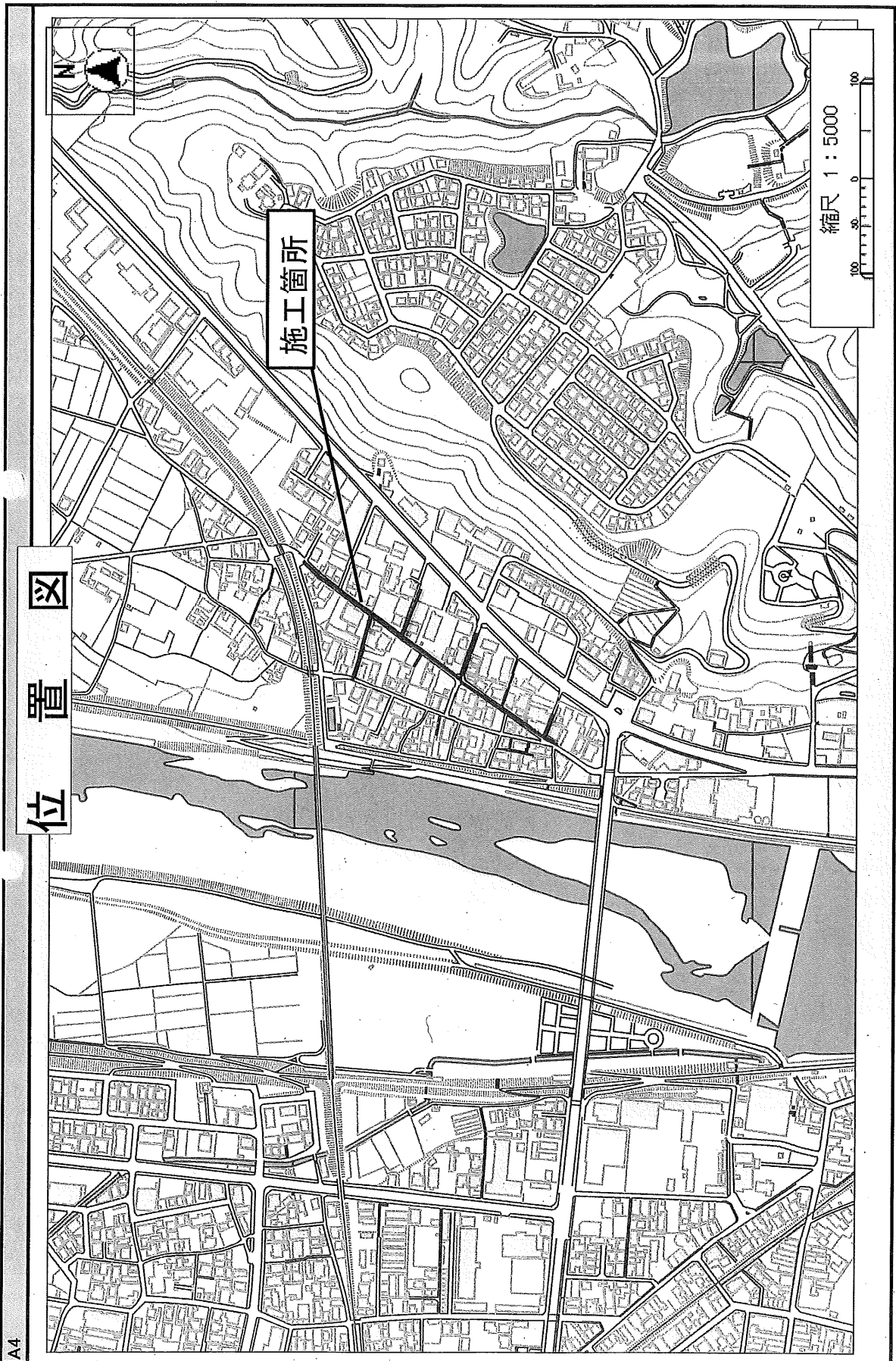
区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

位置図



公共下水道管渠築造（2-3）工事



A4

綾部市公告第138号

災害に強い森づくり事業、治山工事（今田町地区）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年11月9日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第502 92号 |
| (2) 工 事 名 | 治山工事（今田町地区） |
| (3) 工事場所 | 綾部市今田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 山腹工 L = 25 m
崩土除去工 V = 502 m ³
法切工 V = 147 m ³
法面工 A = 810 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和2年12月 8日から
令和3年 3月27日まで（110日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年11月9日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は370円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年11月12日(木) 午前9時から午後6時まで

令和2年11月13日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年11月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年11月19日(木) から

令和2年11月20日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年11月24日(火) 午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年11月30日(月) 午前9時から午後6時まで
令和2年12月1日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年12月2日(水) 午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

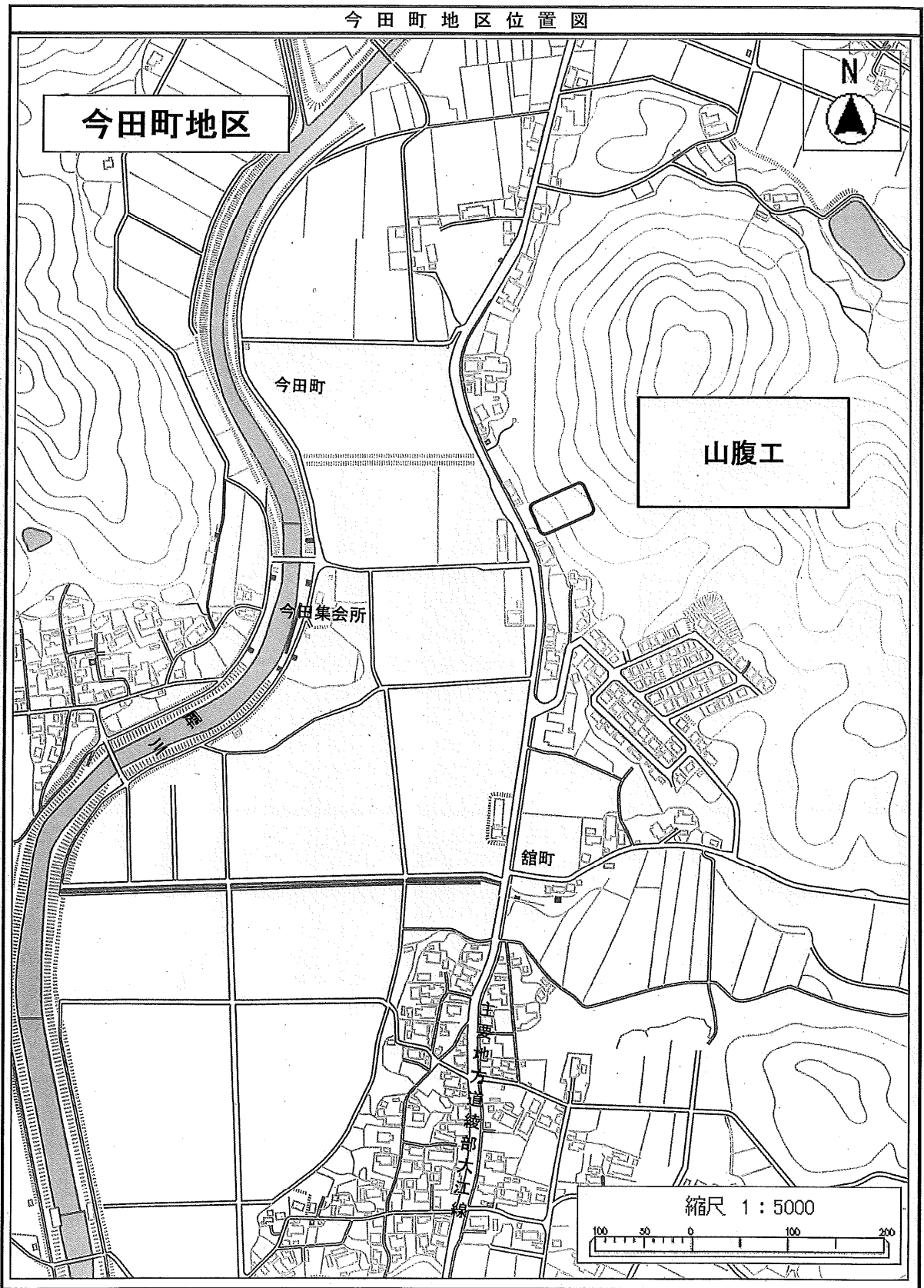
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第139号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和2年11月12日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第140号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（2－2）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（2－2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和2年11月24日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第502 95号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（2－2）工事
公共下水道関連配水管布設替（2－2）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町外（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は河川区域内（堤防）及び生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
- 管渠工 VU200 L=108m
- 管渠工 VP200・150 L=75m
- 管渠工 アラミドがい装ポリエチレン管W200S
L=73m
- マンホール設置工 N=9基
- 汚水柵及び取付管工 N=8箇所
付帯工 一式
- (配水管布設替)
- 配水管布設工 DCIP(GX)φ200 L=75m
- 配水管布設工 DCIP(GX)φ150 L=69m
- 消火栓設置工 N=1基
- 給水戸数 N=4戸
- 仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和2年12月22日から
令和3年 3月31日まで（100日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和2年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が800点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額3,500万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の主任技術者又は監理技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
 - 紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—

3) 及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。

- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。(コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。)
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任技術者又は監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の見直し及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の見直し

①期間 令和2年11月24日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は5,050円です。

(2) 入札参加申請書の受付

①期間 令和2年11月27日(金) 午前9時から午後6時まで

令和2年11月30日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

(1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和2年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求められます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和2年12月4日(金) から

令和2年12月7日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとし

ますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年12月9日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①期間 令和2年12月14日（月）午前9時から午後6時まで

令和2年12月15日（火）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は12月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和2年12月16日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

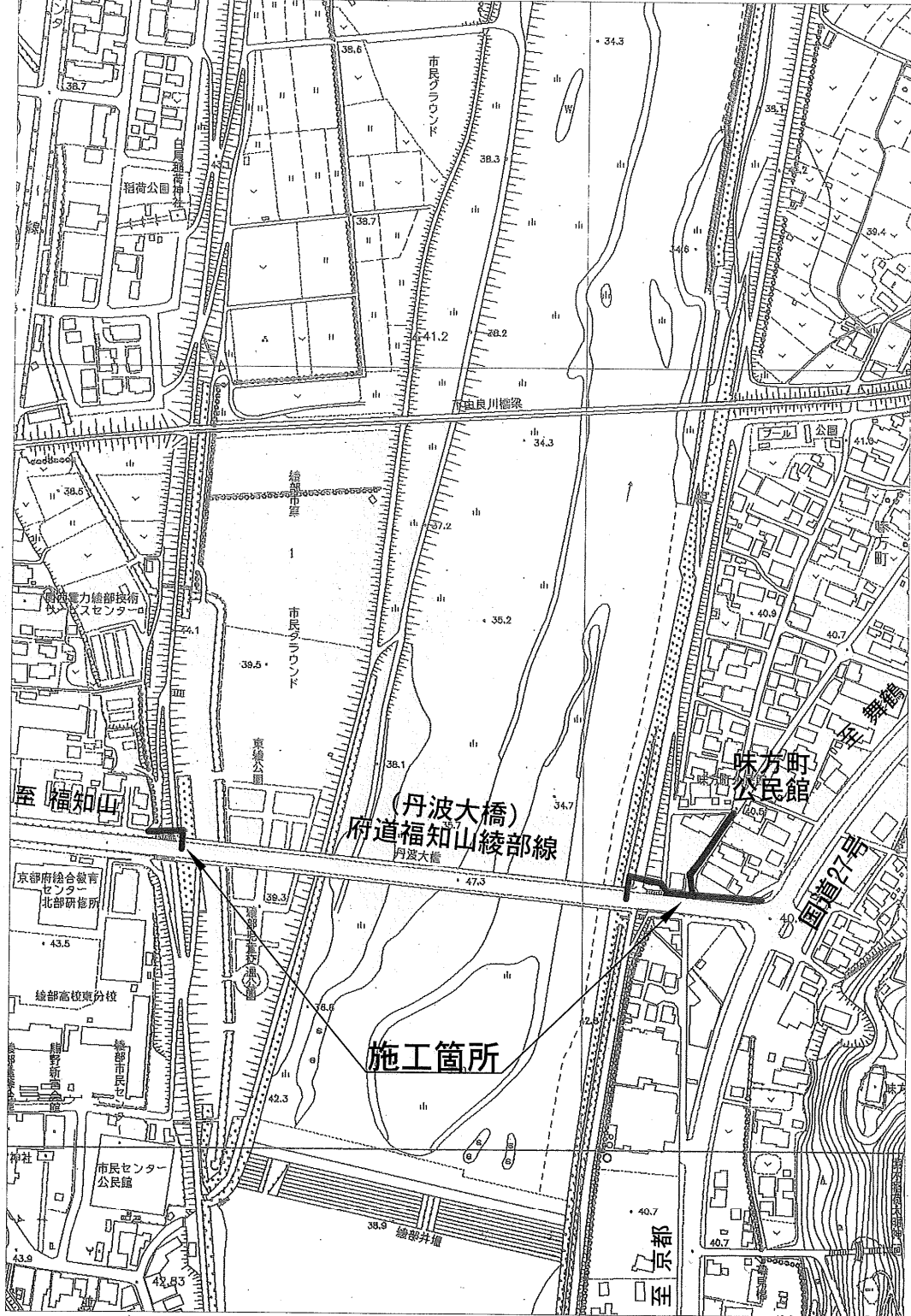
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格

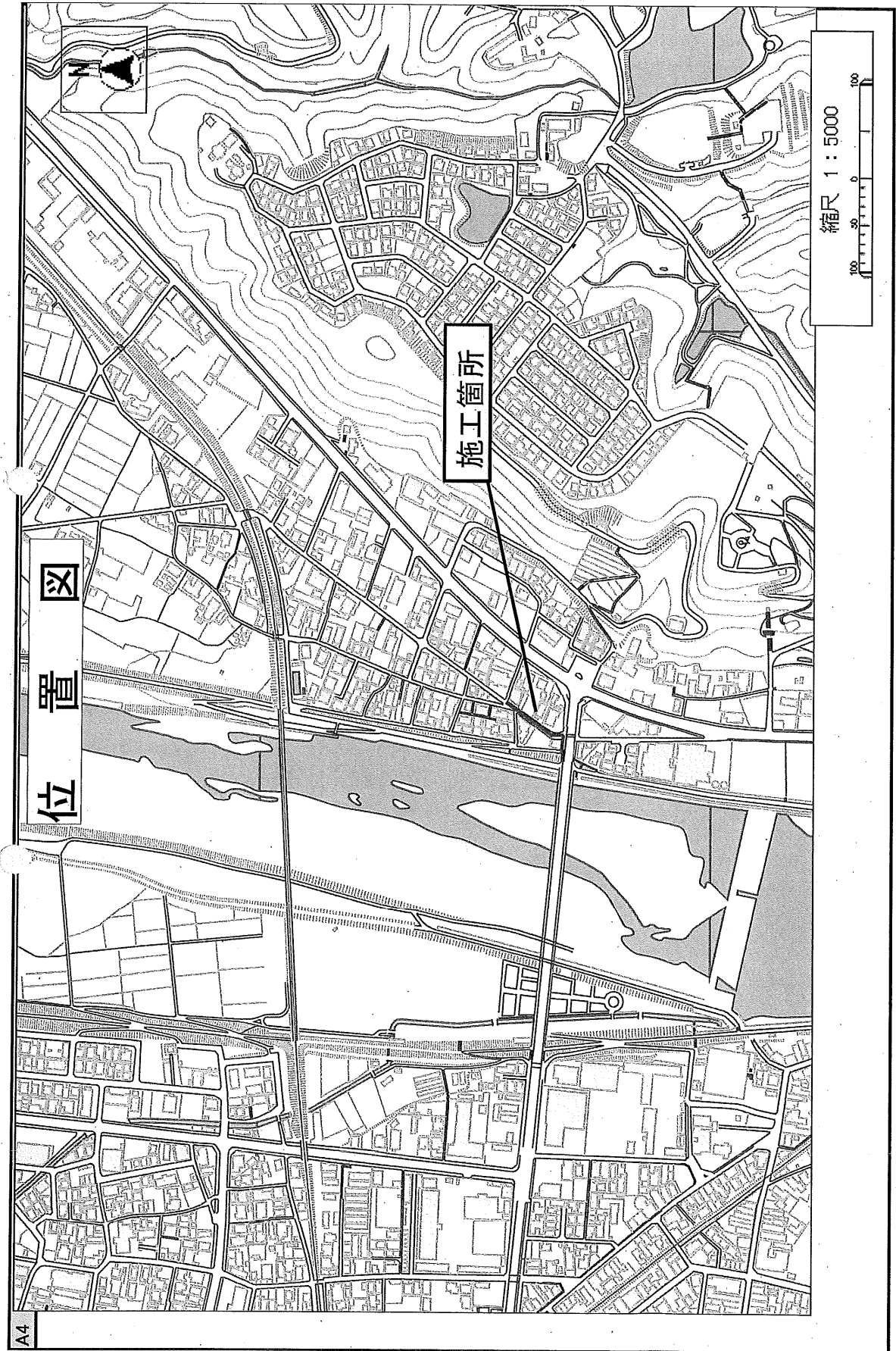
区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

位置図



公共下水道管渠築造（2-2）工事



綾部市公告第 1 4 1 号

橋りょう長寿命化対策事業、市道上野寺中線（寺野橋）橋梁補修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 2 9 6 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道上野寺中線（寺野橋）橋梁補修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 1 0 . 0 m W = 4 . 0 m
橋梁補修工 1 橋 |
| (5) 予定工期 | 令和 2 年 1 2 月 2 2 日から
令和 3 年 3 月 3 1 日まで（1 0 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年11月24日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は370円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年11月27日(金) 午前9時から午後6時まで

令和2年11月30日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年12月4日(金) から

令和2年12月7日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年12月9日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年12月14日(月) 午前9時から午後6時まで
令和2年12月15日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年12月16日(水) 午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		手持工事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		手持工事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		手持工事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		手持工事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持工事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		手持工事 (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

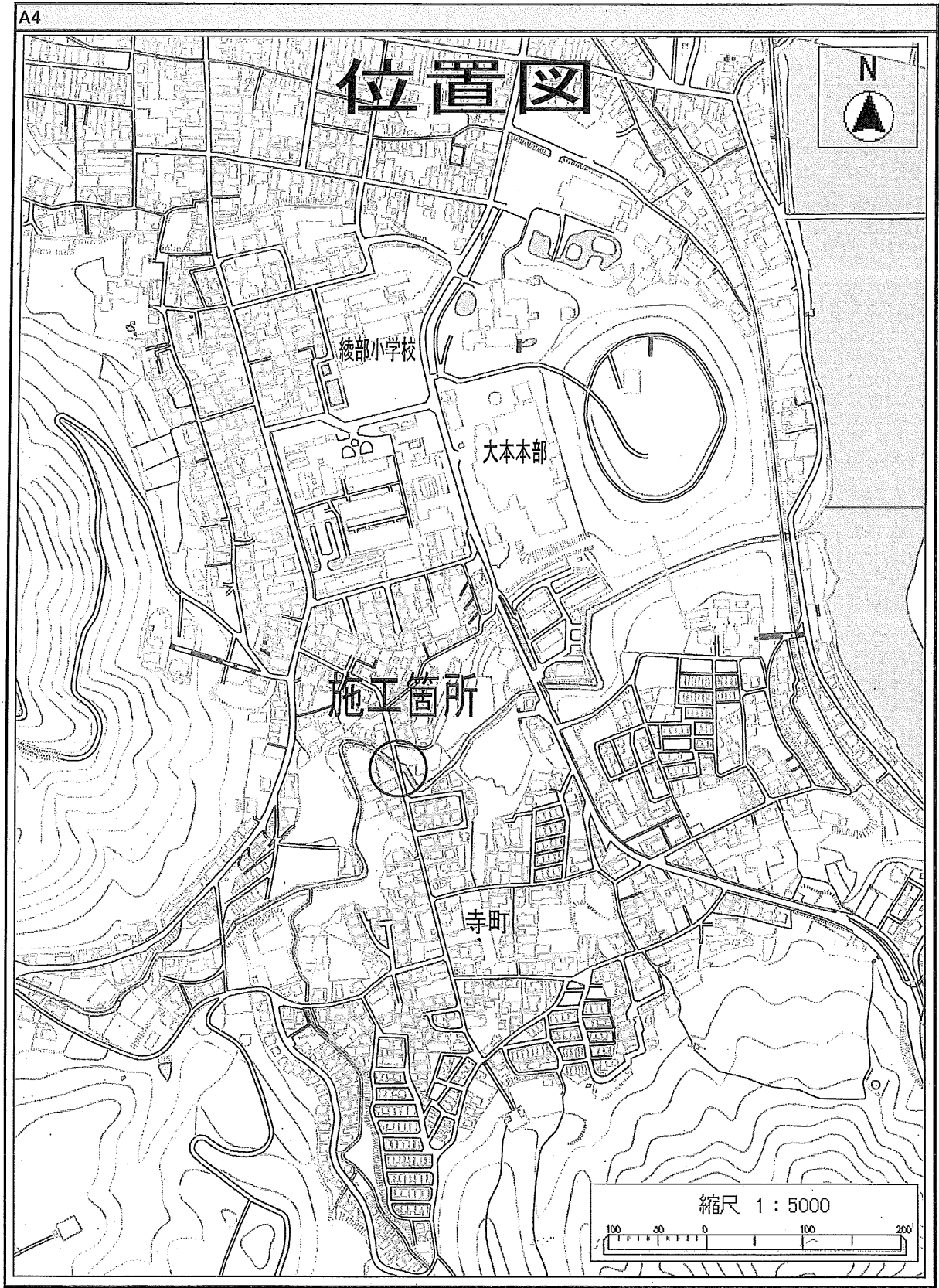
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第142号

橋りょう長寿命化対策事業、市道梅迫線（八幡橋）橋梁補修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年11月24日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第502 97号 |
| (2) 工 事 名 | 市道梅迫線（八幡橋）橋梁補修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市梅迫町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=9.7m W=2.6m
橋梁補修工 1橋 |
| (5) 予定工期 | 令和2年12月22日から
令和3年 3月31日まで（100日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年11月24日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は590円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年11月27日(金) 午前9時から午後6時まで

令和2年11月30日(月) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年12月4日(金) から

令和2年12月7日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年12月9日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年12月14日(月) 午前9時から午後6時まで
令和2年12月15日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年12月16日(水) 午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

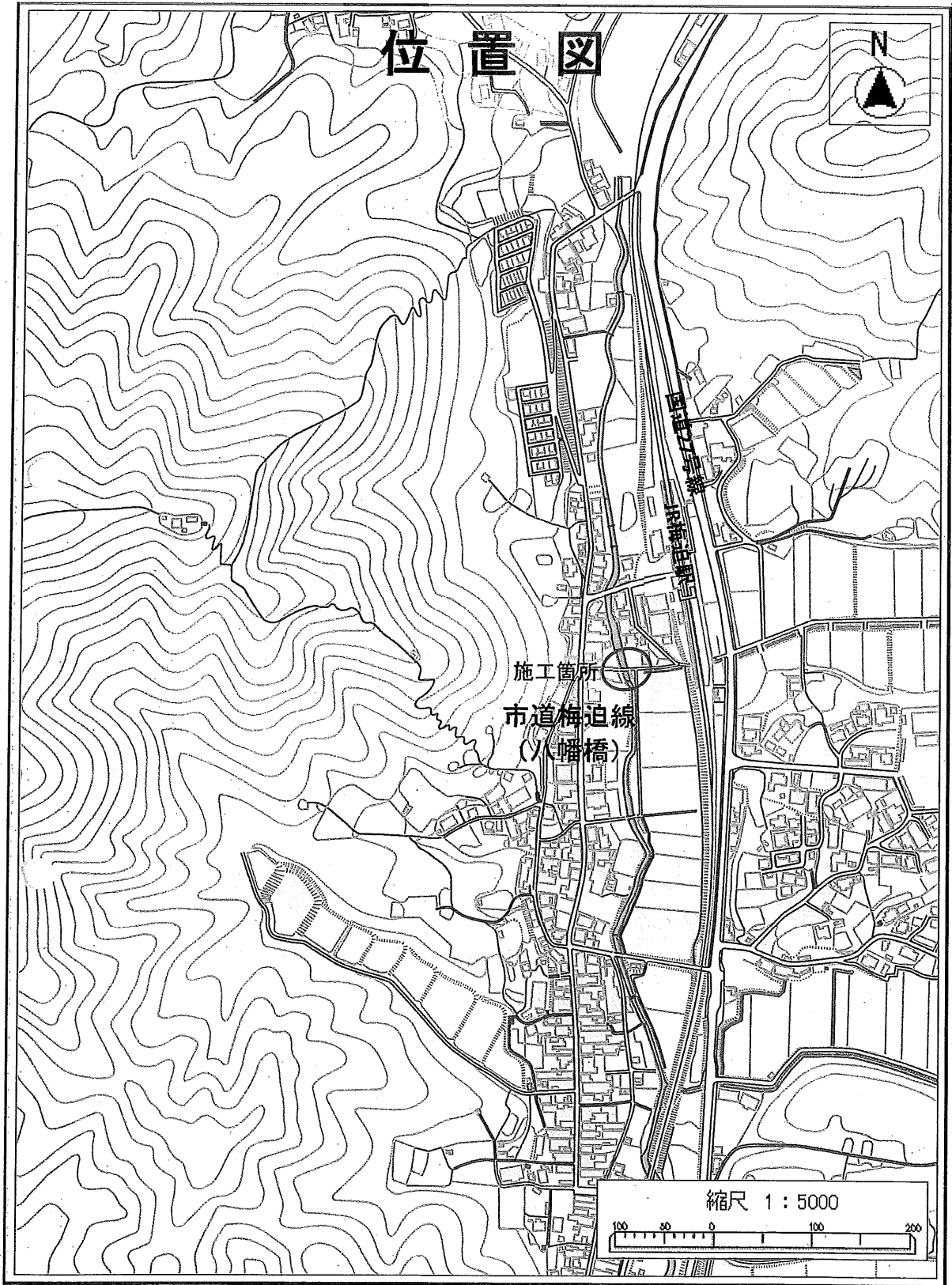
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第143号

中央公民館改修事業、中央公民館洋式トイレ設置工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年11月24日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第502 100号 |
| (2) 工 事 名 | 中央公民館洋式トイレ設置工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 洋式便器設置
1階 8箇所
2階 4箇所
自動水栓設置
1階 14箇所
2階 6箇所 |
| (5) 予定工期 | 令和2年12月22日から
令和3年 3月31日まで（100日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年11月24日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は280円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年11月27日（金）午前9時から午後6時まで

令和2年11月30日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月27日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年12月4日（金）から

令和2年12月7日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年12月9日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年12月14日（月）午前9時から午後6時まで
令和2年12月15日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年12月16日（水）午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



工事名：中央公民館洋式トイレ設置工事 縮尺 1/2500

綾部市公告第 1 4 4 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第145号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年11月26日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和2年11月24日 午前9時頃
- 2 捕獲場所 綾部市とよさか町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 白、黒
- 5 性 別 雄
- 6 体 格 小

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和2年11月30日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第146号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年11月26日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和2年11月24日 午前9時頃
- 2 捕獲場所 綾部市とよさか町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 白、黒
- 5 性 別 雌
- 6 体 格 小

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和2年11月30日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第147号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年11月26日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和2年11月24日 午前9時頃
- 2 捕獲場所 綾部市とよさか町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 白、黒
- 5 性 別 雌
- 6 体 格 小

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和2年11月30日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第148号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年11月26日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和2年11月24日 午前9時頃
- 2 捕獲場所 綾部市とよさか町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 白、黒
- 5 性 別 雌
- 6 体 格 小

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和2年11月30日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第149号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年11月26日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和2年11月23日 午前9時30分頃
- 2 捕獲場所 綾部市豊里町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 白、茶、黒
- 5 性 別 雄
- 6 体 格 小

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和2年11月30日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第150号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年11月26日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和2年11月23日 午前9時30分頃
- 2 捕獲場所 綾部市豊里町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 白、茶、黒
- 5 性 別 雄
- 6 体 格 小

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和2年11月30日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第151号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年11月26日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和2年11月23日 午前9時30分頃
- 2 捕獲場所 綾部市豊里町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 白、茶、黒
- 5 性 別 雌
- 6 体 格 小

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和2年11月30日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第152号

令和3年度に綾部市が発注する建設工事等（上水道事業、下水道事業等を含む。）の指名競争入札参加資格審査申請について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。

令和2年12月1日

綾部市長 山崎善也

1. 受付期間等

区 分		有効 期間	受 付 期 間 (土・日曜、祝日は除く)	提出方法	受付時間、場所
市内業者	建設工事	令和3 年度 (1年)	令和3年2月1日(月) ～ 2月15日(月)	持参又は郵送 等による送付 (2月15日 (月)午後5 時必着)	〔時 間〕 午前9時～正午、 午後1時～5時 〔場 所〕 監理課(本庁東3階)
	測量・建設 コンサルタント等				

* 「市内業者」とは、本社、本店等の主たる営業所を綾部市内に有する業者です。

* 「市外業者」は隔年申請のため、令和3年度の受付はありません。

* 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送等による受付を実施します。

2. 申請案内・用紙

申請案内及び用紙は、綾部市ホームページからダウンロードして入手してください。入手できない方は、綾部市役所監理課で有償配布します。

綾部市ホームページ → <http://www.city.ayabe.lg.jp/>

産業・ビジネス>入札・契約>競争入札参加資格 をご覧ください。

3. 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実が記載された場合、入札に参加できません。
- (2) 必要な書類が指定順に綴られているか、また、不要な書類が添付されていないか十分確認してください。両面コピー等の活用で省資源にご協力ください。
- (3) 証明書等の写しは、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
- (4) 受付期間に注意し、余裕を持って早目に申請してください。随時の受付はありません。
- (5) 物品、役務等の入札参加資格審査申請は受付がありません。

4. 電子入札について

入札の透明性・公平性の確保、競争性の向上、入札参加者の負担軽減、入札契約事務の効率化を目的に、電子入札を導入しています。

現在、綾部市の指名登録を受けている業者の皆様については、随時登録していただくことができますが、令和3年度に新規登録していただく業者の皆様については、令和3年の4月以降に利用者登録をしていただきますようお願いいたします。

電子入札を利用するには、電子入札用のICカード等を用意して、京都府電子入札システムを開き、画面の調達機関から「綾部市」を選択し、利用者登録をしていただく必要があります。すでに京都府の電子入札を利用されている場合でも、「京都府」の利用者登録とは別に、「綾部市」への利用者登録が必要となります。

利用者登録については、京都府ホームページで掲載されている「はじめて電子入札を利用される方へ」をご覧ください。

京都府ホームページ → <http://www.pref.kyoto.jp/ebid/1291085384181.html>

5. 提出について

提出書類一覧表に記載の書類および添付書類

提出部数 1部

体裁 クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。
書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、受領書および返信用封筒は綴じ込まずに添付してください。

申請方法 持参又は郵送等による送付

持参の場合は、必ず受付期間、受付時間を守って提出してください。時間外や期限外に持参された申請書は受理できません。

郵送等の場合は、下記の宛先へ送付してください。

令和3年2月15日午後5時必着ですので、必ず期限までに到着するよう送付してください。期限を過ぎた場合は受理できません。

提出先 〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課

6. 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

TEL：0773-42-4276（直通）

FAX：0773-42-4406（総務課付け）

E-Mail：kanri@city.ayabe.lg.jp

【 建 設 工 事 】

申請に当たって

綾部市が発注する建設工事の指名競争入札に参加するためには、「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を受けていただくこととなります。

綾部市では、建設工事の指名競争入札に参加するのに必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について、昭和40年綾部市告示第49号で告示しています。

「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

1 指名競争入札に参加することができる方

建設工事の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する事項の審査を受けていない者
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者（適用除外の者を除く。）

※ 建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、令和元年7月1日以降を審査基準日とし、2年又は3年平均の完成工事高があるものを審査対象とします。経営事項審査結果通知書は、総合評定値P点を取得されたものに限ります。（総合評定値P点を取得していても、平均完成工事高がない業種は登録できません）

2 申請受付期間等

市内業者	令和3年2月1日（月）～令和3年2月15日（月）	持参 又は郵送等
市外業者	隔年申請のため、令和3年度の受付はありません。	

土・日曜日、祝日の閉庁日は除きます。

受付時間は、午前9時～正午までと午後1時～午後5時までです。

3 受付場所、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL：0773-42-4276（直通）

4 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から令和4年3月31日まで。
------	--------------------------------

市内業者用

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考	
①	建設工事入札参加資格審査申請書	市 第1号様式	1	※1	
②	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	(都道府県等)	1	最新のもの。	
③	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和2年11月1日以降のもの。写しでも可。	
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)			
④	営業所一覧表	市 第2号様式	1		
⑤	工事経歴書	市 第3号様式	1	直前1年度分。 経審申請時の写しでも可。	
⑥	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	(税務署: 書式その3の3)	1	令和2年11月1日以降のもの。写しでも可。 免税業者、非課税業者にも発行されます。電子納税証明書でも可。 ※2
		(個人の場合) 所得税・消費税	(税務署: 書式その3の2)		
	市税納税証明書	市 第4号様式	1	令和3年1月5日以降のもの。 個人事業主は令和3年2月2日以降のもの。原本提出 ※3	
⑦	技術職員名簿	市 第5号様式 経審申請時の写し	各 1	両方提出してください。 ※4	
⑧	現場代理人名簿	市 第6号様式	1	※5	
⑨	課税・免税事業者届	市	1	※6	
⑩	特例浄化槽工事業者届出書の写し	(京都府)	1	該当者のみ。 ※7	
⑪	浄化槽設備士証又は免状の写し		1		
⑫	除雪等委託契約書の写し		1	国道、府道を含む。 ※8	
⑬	消防団協力事業所表示証の写し	市	各 1	該当者のみ。 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定めるもの。 ※9	
	奉仕活動実施報告書	別紙3			
	雇用状況申告書	別紙4, 5, 6			
⑭	誓約書	市	1		
⑮	経営事項審査結果通知書の写し		1	令和元年7月1日以降のもの。	
⑯	振込先確認書	市	1		
⑰	受領書	市	1		

【留意事項等】

- ※1 「備考」欄に、営業所専任技術者の氏名を記入してください。
- ※2 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに kanri@city.ayabe.lg.jp へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート（その3）」（電子納税証明書を印刷したもの）を添付してください。
- ※3 ⑥「市税納税証明書」については、法人の場合は令和3年1月5日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。
また、個人事業者が請求される場合は、令和3年2月2日以降に取得してください。2月2日以前に申請される場合は、令和3年度の最終の納期（市府民税第4期分）の領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。
- ※4 ⑦「技術職員名簿」は、令和3年度に配置可能な技術者について記入してください。
また、市の様式第5号と併せて経審申請時の写しを提出してください。なお、市の様式第5号には、技術者の全資格を記載してください。
技術職員名簿の有資格区分コードに従い、建設業法等による資格を有する職員については、技術者の資格を証する書類（検定合格証明書の写し等）を、監理技術者資格を有する職員については、監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習終了証の写しを必ず添付してください。
- ※5 ⑧「現場代理人名簿」は、令和3年度に配置可能な方を記載してください。現場代理人については、技術資格の必要はありませんが、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方でなければなりません。
- ※6 ⑨「課税・免税事業者届」は、令和3年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。
- ※7 特定地域生活排水処理事業の浄化槽工事にかかる指名競争入札に参加を希望される特例浄化槽工事業者の方は添付してください。（⑩「特例浄化槽工事業者届出」は、府土木事務所の受付印があるもので、変更届出書を含め最新の写しを提出してください。）
- ※8 国、京都府、綾部市と令和2年度の除雪や融雪剤散布等に係る委託契約を締結されている方は、契約書の写しを提出してください。
- ※9 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定める「地域貢献活動・雇用促進」の認定要件に必要な書類を提出してください。

【地域貢献活動】

- ・綾部市消防団協力事業所としての認定…「消防団協力事業所表示証」の写し。
- ・奉仕活動…別紙3「奉仕活動実施報告書」および添付書類（活動内容が客観的に判断できる資料。活動案内や当日の資料、写真、感謝状、礼状、表彰状、新聞記事など。）

【雇用促進】

- ・女性技術者の雇用…別紙4「女性技術者雇用状況申告書」（資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。）
- ・若年技術者の雇用…別紙5「若年技術者雇用状況申告書」（資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。）
- ・障害者の雇用…別紙6「障害者雇用状況申告書」障害者であることを証明する書類の提出は不要とします。（ただし、申請内容に確認の必要があると認めた場合には、提出を求める場合があります。）

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑰を番号順にし、クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑮～⑰は綴じずに、添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種及び等級
- (5) 総合評点（市内業者のみ）

資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届（市様式）に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出を**してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 許可を受けている建設業の種類、許可番号及び許可年月日、営業所専任技術者
- (6) 技術者名簿及び現場代理人名簿

また、経営事項審査の有効期限は基準日から1年7ヶ月間となっていますので、新たに経営事項審査を受けた場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを届出してください。

経営事項審査を受けず、有効期限が過ぎた場合は指名等を行うことができません。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

【測量・建設コンサルタント等】

申請に当たって

綾部市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加するためには、事前に資格審査を受け、認定を受けていただくこととなります。

ついては、令和3年度において、測量等業務に係る入札参加資格審査を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

1 指名競争入札に参加することができる方

測量等業務の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 測量法第55条第1項の規定による登録、建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録、地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録、建築士法第23条第1項の規定による登録、補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録を受けていない者、建築士法施工規則第17条の18に規定する建築設備士（同施工規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている者に限る。）を専任で置いている者等、営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 申請受付期間等

市内業者	令和3年2月1日（月）～令和3年2月15日（月）	持参 又は郵送等
市外業者	隔年申請のため、令和3年度の受付はありません。	

土・日曜日、祝日の閉庁日は除きます。

受付時間は、午前9時～正午までと午後1時～午後5時までです。

3 受付場所、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL：0773-42-4276（直通）

4 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から令和4年3月31日まで。
------	--------------------------------

市内業者用

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考
①	一般競争(指名競争)参加資格 審査申請書(測量・建設コンサル タント等)	市 様式1	1	
②	測量等実績調書	市 様式2	1	
③	技術者経歴書	市 様式3	1	
④	営業所一覧表	市 様式4	1	
⑤	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和2年11月1日以降のもの。 写しでも可。
	(個人の場合)代表者の身分証 明書	(本籍地の市町村)		
⑥	登録証明書等	(発行機関)	1	令和2年11月1日以降のもの。 写しでも可。 ※1
⑦	財務諸表類		1	(法人の場合)直前営業年度の貸借 対照表、損益計算書、利益処分 に関する書類。
				(個人の場合)直前営業年度の貸借 対照表、損益計算書。
⑧	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	1	令和2年11月1日以降のもの。 写しでも可。 免税業者、非課税業者にも発行さ れます。 電子納税証明書でも可。 ※2
		(個人の場合) 所得税・消費税		
	市税納税証明書	市 第4号	1	令和3年1月5日以降のもの。 個人事業主は令和3年2月2日以 降のもの。原本提出。 ※3
⑨	課税・免税事業者届	市	1	※4
⑩	誓約書	市	1	
⑪	振込先確認書	市	1	
⑫	受領書	市	1	

【留意事項等】

※1 建築設備設計業務を希望される方は、1名以上の方の有効な建築設備士登録証の写しを提出してください。(専任の建築設備士がいなければ希望できません。)

※2 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに kanri@city.ayabe.lg.jp へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート(その3)」(電子納税証明

書を印刷したもの)を添付してください。

※3 ⑥「市税納税証明書」については、法人の場合は令和3年1月5日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。

また、個人事業者が請求される場合は、令和3年2月2日以降に取得してください。
2月2日以前に申請される場合は、令和3年度の最終の納期（市府民税第4期分）の領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。

※4 ⑨「課税・免税事業者届」は、令和3年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑫を番号順にし、クリアファイルまたはクリアホルダー（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑪～⑫は綴じずに、添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種

資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出を**してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 登録を受けている測量等の種類、登録番号及び登録年月日

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、

綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

綾部市上下水道事業管理規程第6号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月1日

綾部市長 山崎善也

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 綾部市企業職員給与規程（昭和44年綾部市水道課管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第2項中「同項中」の次に「100分の125」とあるのは」を加える。

第2条 綾部市企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第40条第1項及び第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市教育委員会告示第14号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和2年度第10回（11月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年11月25日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和2年11月27日（金）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第18号 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について
 - ・議第19号 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正について
 - ・議第20号 令和2年度綾部市一般会計補正予算について
- 4 事務連絡

綾部市選挙管理委員会告示第12号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

560人

綾部市選挙管理委員会告示第13号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

9,326人

綾部市選挙管理委員会告示第14号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

4,663人